

### 3. 三位一体の改革（国庫補助負担金制度の改革）の推進

- ・奨励的補助金の一層の削減など、「地方にできることは地方で」を基本に廃止・縮減を実施し、約3,277億円（うち公共事業関係費約3,249億円〔関係資料9（P.56）〕）の国庫補助負担金等を廃止・縮減。

国庫補助負担金 3兆5,238億円（ 8.5%）(国土交通省関係)  
うち公共事業関係費 3兆5,057億円（ 8.5%）

- ・従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した「まちづくり交付金」を創設。 1,330億円（皆増）

#### 《「地方にできることは地方で」を基本に国庫補助負担金の廃止・縮減を実施》

奨励的補助金の縮減 約 745億円（ 22.7%）

例：公営住宅建設費等補助（うち特定優良賃貸住宅等分）  
（H16 424億円、 19.7%）

海岸環境整備事業費補助（H16 38億円、 31.0%）

地方の事務として定着等したものに係る国庫補助負担金、少額国庫補助負担金の廃止等

例：土地利用規制等対策費交付金（25億円(H15)）

田園居住区整備事業費補助（2億円(H15)）

補助制度の見直し等による国庫補助負担金の廃止・縮減

例：まちづくり総合支援事業費補助（730億円（H15））

補助対象事業の重点化等による補助金額の縮減

例：道路整備に対する補助（沿道環境対策等を除き抑制）

（H16 7,996億円、 10.9%）

頻発する豪雨水害への対策等集中的に実施すべき事業を除く河川改修補助（H16 1,323億円、 13.2%）

防災公園等を除く都市公園に対する補助（H16 407億円、 12.4%）

地方港湾補助（H16 330億円、 8.1%）

#### 《従来とは全く異なる新たな助成措置の創設》

地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の重要課題に取り組むため、従来の補助金とは全く異なる、市町村の自主性や裁量性を追求した新たな助成措置（まちづくり交付金）を創設（1,330億円）。

#### 《地方の裁量を高める方向での改革》

統合補助金の更なる充実

例：住宅市街地総合整備事業、緑地環境整備総合支援事業の創設、一級、二級河川の各統合補助金の統合

まちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）について、個別事業の実施を地方の自由裁量に委ね、国はパッケージとしての計画目標の達成度を事後評価する仕組みに改革。